

JR津田沼駅南口開発の進展に伴う児童増加対応について 地域住民対象説明会 議事録（要約）	
開催日時	平成25年12月11日（水曜） 18:30～20:00
場 所	谷津公民館
出席者	市瀬学校教育部参事、小野寺教育総務課長、島本学校教育部主幹、浅野目 青少年課長、森野都市整備部主幹、小澤こども部主幹

島本主幹 （JR津田沼駅南口開発の進展に伴う児童増加対応について、資料に基づいて説明）

【質疑応答】

質問者 プールについては廃止という話があったと思うが、決定なのか。

回答者 基本的に、今、公共施設再生という取り組みの中では、プール施設については維持費がかかる上に、使う期間というのも限られる。その上で、やっぱり校地面積を十分に使えるようにという点から、1学校1プールというのはどうなんだろうというような定義になっている。

そういう中で、今回、グラウンドの面積を確保したほうがよりいいだろうという一つの考え方であって、その一方では、学校のプール指導が民間施設等への利用の方向性としてとれる状況が見えたら廃止するということである。それが谷津の近くのプール等の展開でとれないということであれば、そのまま建替えるまで残るというような考え方である。民間等への展開が早期の段階で検討してできるのであれば廃止の方向にしようというような考え方である。

質問者 もし、プールを廃止しなければ、そのプールの面積だけ校庭の面積が減るわけだね。ということは、この仮設校舎とかいう計画も狂うのでは。

回答者 いわゆる一時校舎については、その既存のプールを置いた状況の中で検討をさせてもらっている。

質問者 だったら、ここにプールを廃止するなんということを検討する必要はないのではないか。

回答者　やはり先ほどもあったように、一定程度グラウンド面積が減ってくる状況が考えられるので、そういう展開であれば、より子供たちの運動量を確保するためにプールはなくし、校庭としたほうがいいのかというような考え方である。

質問者　つまり、最低限確保したい校庭の面積があって、その中でプールがどうしても潰さないともたないからやるといふのだとわかる。だけど、潰す、潰さない、どちらでもいいという対策だったら、潰す必要ないと思う。

回答者　今後考えなければならぬ課題ということで、それを実際やるときには、また学校の保護者の方、そういった方々には御説明の上で対応をしなければならぬというふうに考えている。

質問者　それで、結論から言いますと、プールは廃止できないと思う。なぜなら、他に利用できるようなプールなんてない。どこにあるのか。

回答者　民間によらず、例えば第一中学校あるいは向山小学校という展開にできるのかどうかも含めて、移動にかかる時間を考慮した中で、カリキュラムの消化ができるかどうかということ一つは検討していこうと考えている。

質問者　第一中学校に行くのには、小学生の足で大体 15 分ぐらいかかると思う。それで、往復すると 30 分かかる。授業というのは 45 分。着がえる場もある。40 分ぐらいかかったら、プールに入っている時間、何分か。これで教育カリキュラムが消化したことになるか。

つまり、プールは潰せない。潰したら、移動時間や着がえる時間使われたら、全然教育のカリキュラムの消化にならない。5分、10分入って、それでプールの授業をやりましたというつもりか。

回答者　そういったことではなくて、そういうカリキュラム等も含め、方向ができた場合についてはプールを廃止させてもらうということである。

プール指導の場合は、大体2コマを1回のプール指導の時間として充てて行っているんで、その範疇で45分あるいは40分間の指導がとれるのかどうかは検証の上、対応してまいりたいと思う。

質問者　学校教育法の第1章、18条に、日常生活に必要な数量的な関係を正しく

理解し、処理する能力を養うとなっている。その能力を子供たちに養わすんだけど、あなた自身が持っていないんじゃないか、皆さん方。谷津小学校、谷津南小学校があるパークタウンの隣に 7,000 人規模の分譲をして、小学校をつくらずに、本来、谷津南小学校と同じものをつくらなきゃならなかったにも関わらず、結果、子供たちを劣悪なる環境に入れようとしている。

回答者 これは、規模的にも 2,000 人ということを受けとめようとしているということからすれば、おっしゃるとおりだろうとは思う。ただ、その中で、谷津南小とはまた時代背景が違ったところでの見込み、そういったところの展開から現在に至った中で、それで地域の方、保護者の方、こういった方々の声を踏まえた中で対応をとろうとしたときに、環境が悪いところは、教育委員会としてできる限りの子供たちによりよい教育環境の対策をとっていくという姿勢なのである。

それと、一方では、当然、地域の方、保護者の方にも御協力、御支援をいただかなければならないだろうというような考え方である。

質問者 谷津小学校の方ではやはりこのところ転校で児童数が増えてきていて、非常に落ちつかない学級運営になっているということを目にしている。これからどんどんそういうことが起こってきて、最大 2,000 名の生徒で学校運営が本当に成り立つんだらうかと不安である。

それから、小学校に上がる時点において、学校選択、谷津一丁目の一番外れなので、一番近いのは津田沼小学校である。2 番目に近いのが向山小学校、3 番目に距離からいったら、いわゆるこの学区の谷津小学校だけど、そのときに 3 校から自由に選択ができるのかどうか。

また、向山小学校について、こういう特色のある小学校だよ、今後こういう小学校にしていこうということがちっとも聞こえてこない。本当によい学校であれば、一丁目の人があんな大反対しなかったと思う。

回答者 今ほどの、津田沼小、向山小、谷津南小、谷津小の選択について、基本的には現在のところ、選択という考え方は現在とっていないので、通学指定校としては谷津小学校であって、その上で親御さんの判断で、向山小が特認校ということから向山小なのか谷津小なのかということからは選べるという状況である。

質問者 津田沼は入らないのはなぜか。

回答者 津田沼小については現在、弾力制をとっていないということと、今後も、建替え後の校舎の保有教室が24教室の中で、24学級にもなっていくという推移が見られるので、現状の中で弾力を導入するというような考え方はとっていない。

それと、向山小の魅力と今後という部分だけでも、基本的には、今、少人数であるといったところで、750世帯の仲よし幼稚園跡地のマンションについては踏切を経由しない形の中で、向山小学校を通学指定校とさせていただくというようなことで考えている。そういう中でいくと、最大で15学級規模になろうかというように見込んでおり、これまでの異学年交流のような部分を含め、将来展望を学校経営の中で校長さんのリーダーシップの中でどのように図っていくかということになろうかと思う。

質問者 踏切を経由しない経路とはどこを考えているのか。

回答者 今、考えているのは、マロニエ通りを通して、左側にある階段を下り、そして東福寺を経由する経路というような考え方で今、検討している。

質問者 通学路にお墓があるという御意見もあるが、神社のところの踏切を渡った時点でお墓には突き当たるけれども、そこを右に曲がって50メートルも行かないうちに、裏口のある階段に上がるから、お墓のことを強調なさないで、説明会のときにそういうルートを説明なさるべきじゃなかったのか。

あと、向山の利点だけでも、まず全校生徒の名前、顔、性格、どの先生も御存じである。非常に温かい。市の宿泊施設があるけれども、去年までは1年から6年まで全員そろって行っていた。さっきからいろんな方からお話出ているけれども、そういう向山のいい点をもっと強調なさっていただきたい。

今年度、校長先生も教頭先生もおかわりになったので、今どういう状況かはわからないけれども、教育委員会の方がそういう姿勢でなかったら、向山小がどういう学校なのかというのは皆さん疑問にお思いになると思う。学区変更でもって、お騒ぎになられて、この間テレビでもああいう問題が出ていたけれども、そういう問題に発展しても仕方なかったと思う。この辺のことを御存じない新しい入居者の方は。それは教育委員会、学校側の努力も足りなかったのかもしれない。

あと、高学年分離となると、クラブ活動の再、まさか朝練をやるときには谷津小に行って、それから一中で授業を受けて、午後練はまた谷津小に戻るなんてことはお考えではないよね。

回答者 通学路に関して、踏切であるとか、歩道が狭いであるとか、そういったことを御懸念する声が多かったということである。決して、そもそも向山小へ行きたくないということではなくて、谷津小に通いたいのので今のところに住んだというような形のお話であるので、向山小が悪くて行かせたくないということではなかったなというように私どもは受けとめている。

あと、高学年分離の場合のクラブ活動という部分は、仮に高学年分離という場合は、今後、検討事項となってくると考えている。

質問者 今後だと困る。

回答者 今の段階としては、やはり通学区域の変更は行わないということで整理させていただいた中で、アンケートの結果からも高学年分離は反対されているということからすると、案1というような方向でよりよい形をとれるように努めたいなというように考えている。

また、公園の部分の都市計画決定であるとか、その法令面のお話については、本日、事業部門の都市整備部から職員が来ているので、そちらからお答えする。

回答者 近隣公園に小学校を建設できないという部分については、これは実は都市計画法だとか、補助金を入れている関係で、いわゆる国庫補助金の適正な執行に関する法律だとか、土地区画整理事業ということでもちづくりが行われているということは皆様御存じだと思うが、土地区画整合法であるとかの、法を遵守するという中のことといえば、その法律に基づいてあそこの近隣公園というのは設置を計画されているものである。

そういった形のものを、いわゆる学校をそこに建設するということは、近隣公園というのをなくして学校に転換するということになるので、その転換するということについては、例えばいろんな理由があるが、いわゆる土地区画整合法というので説明をさせていただくと、法律の中に、この土地区画整地事業というのを展開していく中では、公園をこれだけ設けなければいけませんよと、これだけのまちづくりをやるには、公園をこれだけの面積を設けなさいという基準がある。あそこの近隣公園を、この問題を解決するために学校に転換するということになると、今度は片方が満足できなくなる。それというのが公園の面積の基準。そういったことから、それを学校に転換するということとはできないということである。

質問者 今の区画整備をやっているところに、仮に小学校を建設したとすると、その建設費用というのは、それは土地の費用とかは、誰が負担するのか。

回答者 基本的には、この土地区画整備事業を展開する時点で、ここ小学校が必要だよなという例えば推計が出ていたと仮定する。そうした場合には、その小学校を設置するものというのは、当然行政になる。いわゆる、今、土地区画整備事業でやっているの、地権者の方々と協議をさせていただいて、いわゆる土地を売り出していただく。そのかわり、応分の負担、いわゆるお金については、応分の負担ということで行政が地権者の方々から土地を求めさせていただいて、そこに学校を建設するという方法以外ない。

～閉会～